

国民年金保険料の口座振替等の 下期前納手続きは8月末まで

令和元年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は1万6千410円ですが、まとめて前納すると、割引が適用され、お得です。例えば、10月分を令和2年3月分の6か月分を毎月納付した場合、合計額が「9万8千460円」となりますが、現金やクレジットカード等でまとめて前納すると「800円」の割引となります。また、口座振替でまとめて前納する場合、割引がさらにアップし「1千120円」の割引となります。

Table with columns: 前納の種類, 申し込み期限, 6か月 (下期, 上期), 1年, 2年. Includes details for 8月末 and 2年2月末.

お問い合わせ 青梅年金事務所 所 30・3410 問い合わせ 青梅年金事務所 祭を開催します。皆さんのご来場をお待ちしています。日時 9月1日(日) 午前10時〜午後2時 会場 同サポートセンター 駐車場(大門2-261-1) 内容 各種模擬店、舞台発表など 入場無料 その他 雨天時は一部内容

第9回青梅市障がい者 サポートセンター交流祭

青梅市障がい者サポートセンターを利用している方、地域の方、関係のある方等に対し、日頃の取り組みに対する感謝の気持ちを伝えたいという思いで交流祭を開催します。日時 9月1日(日) 午前10時〜午後2時 会場 同サポートセンター 駐車場(大門2-261-1) 内容 各種模擬店、舞台発表など 入場無料 その他 雨天時は一部内容

自立センター福祉公開講座 ビーズアクセサリー

日時 8月21日(水) 午後1時30分〜3時30分 会場 自立センター 講師 明田川冬子氏 費用無料 申し込み 平日の午前8時30分〜午後5時15分に電 市障がい者福祉課

障害等のある方へ 手当・マル障の所得の見直し時期です

過去に所得制限を超えていたため、心身障害者福祉手当・難病福祉手当・心身障害者(児)医療費助成(マル障)を受けていない方で、所得が下がったなど、新たに受給資格に該当すると思われる方は、申請手続きを

後期高齢者医療保険料 8月の特別徴収額が変更になる場合があります

後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)は、仮徴収(4・6・8月)と本徴収(10・12・翌年2月)として納めていただいておりますが、収入の変動などにより仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そのため、翌年度以降の特別徴収額が年間を通してできるだけ均等になるように、8月の徴収額を調整することがあります。

※毎年の保険料額に大きな変動がない場合に限る ※保険料の年額に変更はありません。 ※すべての方が対象となるわけではありません。 問い合わせ 保険年金課後 期高齢者医療係

Table with columns: 仮徴収 (4月, 6月, 8月), 本徴収 (10月, 12月, 翌年2月). Includes a note about adjusting the amount based on the previous year's income.

Table with columns: 仮徴収, 本徴収, 年間保険料. Shows adjustments for 8 months of payment being reduced or increased.

がん患者さんのための就労相談 日時 8月21日(水)、9月18日(水) 午後1時30分〜3時30分 会場 総合病院 対象 がん患者さんと家族 相談員 社会保険労務士 定員 各日先着3人(1人40分・予約制) 費用無料 申し込み 相談日の2日前までに電話 22・

普通救命講習会 救命処置と自動体外式除細動器(AED)操作法 日時 9月10日(火) 午後1時30分〜4時30分 会場 住友金属鉱山アリーナ青梅(総合体育館) 対象 市内在住・在勤者 指導 (公財) 東京防災 救急協会職員 ほか 費用 1千400円(テキスト代) ※当日集金 服装・持ち物 動きやすい服装、筆記用具 申し込み 電話 23・ 2191で健康センターへ

高齢者の熱中症予防 梅のサロンをご利用ください 高齢者の熱中症予防のため、暑さをしのぎ、休息できる場所として、「梅のサロン」を開放しています。お気軽にお立ち寄りください。日時 9月30日まで ※土・日曜日、祝日を除く ほか、利用できない日があります。詳細はお問い合わせください。時間 午前9時〜午後4時 問い合わせ 高齢者支援課 地域支援係

表1 心身障害者福祉手当、難病福祉手当、心身障害者(児)医療費助成対象者一覧

Table with columns: 区分, 心身障害者福祉手当, 難病福祉手当, 心身障害者(児)医療費助成. Includes a table for income limits (所得制限限度額) with rows for 0, 1, 2, 3+ dependents.

表2 令和元年8月1日からのマル障一部負担金

Table with columns: マル障一部負担金, 1か月あたりの自己負担上限額. Rows for 通院(外来) and 入院, with 1割 (10%) rate.

※1 計算期間(毎年8月1日〜翌年7月31日)において、月の外来療養に係るマル障自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、超えた部分を高額医療費として助成します。ただし、加入している健康保険組合等から高額療養費として支給される額については除きます。 ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が44,400円に下がります。

する法律の改正に伴い、令和元年8月1日から心身障害者医療費助成制度(マル障)の市民税課税者の負担の上限額が表2のとおり変わります。申請・問い合わせ 障がい者福祉課庶務係(市役所1階)